

平成26年第7回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成26年9月2日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成26年9月2日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君      | 2番 主 枝 幸子 君  |
| 3番 奥 村 富士雄 君      | 4番 柚 木 喬 君   |
| 5番 瀧 野 純 敏 君      | 7番 出 下 孝 君   |
| 8番 姫 宮 五 鈴 君      | 9番 折 出 直 幸 君 |
| 10番 大 田 直 樹 君     | 11番 中 雅 洋 君  |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |              |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

6番 中 下 伸 君

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 河本 和彦 君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第2 | 議案第54号 | 「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定<br>について」     |
| 日程第3 | 議案第55号 | 「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第56号 | 「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第57号 | 「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第58号 | 「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |
| 日程第7 | 発議第2号  | 「手話言語法制定を求める意見書について」                |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。

定例会2日目、これから一般質問に入りますが、きょうは傍聴席には坂小学校6年生の児童の皆さんを初め、一般の方々もおいでいただき、感謝を申し上げます。

児童の皆さんについては、初めての経験ではあるかと思いますが、学校や家庭生活の中でお話ができるよう、しっかり学習して帰っていただきたいと思います。

○坂小学校児童 きょうは議会傍聴をよろしくお願ひします。

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、9名から10問の質問事項が通告されております。それでは1問ずつ順次発言を許します。

質問の際には、要点を絞って御発言を願います。

また、再質問は5問までといたします。

2番主枝幸子議員から「小屋浦地区人口対策について」を質問願います。

主枝議員。

○2番(主枝幸子議員) 「小屋浦地区人口対策について」お伺ひします。

小屋浦地区での議会報告会において、少子化対策の具体的な取り組みをお願いしたいという意見がありました。

現在の状況では、小屋浦小学校入学予定の児童は27年度6名、28年度9名となります。第4次長期総合計画の中に、地域内の格差を解消し均衡ある地域の発展を図りとありますが、小屋浦地区の人口減少は今後も大きな重要課題として取り組んでいかなければなりません。町長も同じ考えではないのでしょうか。

小屋浦地区は、最近、新築の家屋がふえ、人口の動態が以前より改善されていますが、このことは民間企業、地域のかかわりがあったものと認識しております。

これまでの一般質問で小屋浦地区の人口減少対策についての答弁は、住環境整備も整う中での地元住民協、地権者、また、行政とが一体となってと言われておられますが、行政の抜本的な人口定住促進対策を形にする時期に来ているのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区人口対策について」の件についてお答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をしております。

平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅が整備され、人口が増加したものの、小屋浦地区を初めとして、その他の地区では少子高齢化が進展をし、空き家が顕在化するなど過疎化も懸念される状況でございます。

このような状況の中、第4次長期総合計画におきましては、地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、親から子へ、子から孫へ、歴史、文化、地域を守っていくことができる町を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

御質問の行政の抜本的な人口定住推進対策を形にする時期に来ているのではないのでしょうかについてでございますが、本町はこれまでも坂地区と小屋浦地区の連携強化を図る県道坂小屋浦線の整備、小屋浦ふれあいセンター等の整備、小屋浦いこいの森やウオーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、向田ポンプ場の改築、藤之脇雨水ポンプ場の整備、下水道の整備、循環バスの乗り入れ、小屋浦保育所の耐震化など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、昨年度から今年度にかけては、防災対策の一環として、向田A地区急傾斜地崩壊対策工事を実施をいたしております。

今後の若い世代の定住化を促進をするためには、こうした住環境の整備が不可欠であると認識をいたしております。

特に県道坂小屋浦線は、坂地区、小屋浦地区のまちづくりにとって必要不可欠な道路であり、今後とも全力を挙げて県道の整備を推進してまいりたいと考えております。

小屋浦地区の可住地対策につきましては、行政が主体となって宅地開発を行うこと

は困難であると考えており、整備済みの県道を活用した取り組みを進めることが対策につながり、地元関係者の御協力のもと土地の民間活用が図られれば、新たな住環境の整備も可能であると考えております。

最近、小屋浦2丁目の県道に隣接する区域において新築の家屋がふえており、少しずつこうした空き地等の活用が図られているものと考えております。

今後とも、地域みずからの熱意と行動を期待をするとともに、地域の御理解と御協力を得ながら、町と地域が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 小屋浦地区を考えると、大きな課題は促進住宅の今後の活用だと思います。話によりますと、平成33年度には入居停止となると聞いております。今後の活用策は地元住民の人口増につながる要因として大きな期待をしております。行政として、今後、どのように対応していかれるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 雇用促進住宅の件についてお答えいたします。

雇用促進住宅は、現在、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理しておられます。施設は昭和61年4月から供用開始されており、現在、28年経過しており、120戸の住宅のうち6割の70戸が、現在、利用されております。

ハローワークでは、現在でも入居受け付けは行っておりますが、入居期間は平成33年度とした条件で受け付けをしていると伺っております。

1棟に4カ所の階段が設置された各階に8世帯が入居された5階建ての住宅が3棟あります。現状で施設を譲渡する意向で、当初、平成17年度や平成24年度に意向調査がありましたが、町としては公営住宅などに利用する場合、5階建てであることから、バリアフリーに対応するためのエレベーターの設置が必要となり、施設も古く老朽化し、長寿社会に対応できないことなどから、取得については断念をしております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今までの答弁と余り変わらない答弁でありました。

次に、以前、促進住宅の駐車場として貸しておりました町有地があるとお聞きしま

して、現地を確認いたしました。宅地としても十分活用が考えられますが、その土地を、今後、どのように考えておられるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

今、おっしゃられますように、雇用促進でお貸ししておりました駐車場の土地につきましては、この26年の3月に町のほうへ返していただいております。町といたしましても、小屋浦のそういう人口減少というようなことで、今後の活用につきましては、やはり宅地化ができればいいなというようなことで、今、検討をしております、そういう状況でございます。また、雇用促進住宅の33年度廃止というものもございしますので、そこらの状況もまた加味しながら、何が一番宅地として有効にできるかというようなことを、今後、また検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今の答弁、少し期待をしてもいいんでしょうかね。

次に、答弁に、地域みずからの熱意と行動を期待するとありますが、地域は頑張っています。ですが限りがあります。だから行政に何らかの手を差し伸べてほしい。それで小屋浦地区がここまで人口が減少しているのに、町長に具体的な対策とか構想とかがないとは思えません。町長の頭の中にある対策を話せる範囲で、小屋浦住民が希望、期待が持てる答弁をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） もう随分以前から小屋浦地区の人口減少、少子高齢化ということとはよく私も認識をしております。これまでも何件となく、民間のディベロッパーのほうにいろいろと働きかけをしてきておる経緯もあります。しかしながら、バブルの崩壊等々、あるいはリーマンショック、そういう状況の中で、今の現状ではタイミング的に、宅地開発をしても果たしてどれだけの需要があるか。いろいろな地域性もございまして、当然。そういうことで、なかなか民間のディベロッパーの方が、見に来られたディベロッパーも何件もございまして。そういう中で、一歩前に進んでいないという現状であります。そういう中で、また経済も回復をしてそういう時期が来れば、地権者の方の御理解があれば、そういうディベロッパーも、やはり彼らも仕事をつく

らにやいけんわけですから、採算が合うということになれば、また出てくる機会も、経済情勢によりますけれども、あるのではないかというふうに思っております。これまでも何度も同じ答弁をさせていただきましたが、過去の状況を見まして、県内でも各自治体が宅地造成をした、あるいはそれに付随する県の外郭団体が宅地造成をした全て採算に合っていないわけでありまして、どういうわけかわからないんですけども、公共がそういうものをやれば、やはり高くつくというようなこともひょっとしたらあるのかもわからないと思いますけども、いずれにしましても、その負債が自治体を圧迫しておるといようなことが、顕著にこれまで過去の実績としてあります。そこらも参考にしながら考えていかなければ私はずらんとと思います。

また、今、ございました雇用促進住宅の跡地がどうなるかというふうなことも、これから進めていかなければならないことというふうに思っておりますが、駐車場跡地も含めて、どうあるべきかということをお近々に取りまとめをしていければというふうに思っております。

ただ、雇用促進住宅につきましては、平成32年までは住民がおられるということでもありますので、今、住んでおられる住民に不安を与えたり、そういうことにならないような整理もしていかなければならないというふうに思っております。そこらも含めて、1年、2年で事が成就することではございませんが、5年、10年のスパンでこれらを実現できるように、少しずつ少しずつ計画を進行して、地についての計画進行を進めていきたいというふうな思いは持っております。

○議長（川本英輔議員） 4番 柚木 喬議員から「今後の介護保険体制について」を質問願います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「今後の介護保険体制について」伺います。

来年4月より施行される地域医療・介護総合確保推進法により、介護について各自治体の果たす役割が大きく変わろうとしている。そのことについて方針を伺います。

まず一点目に、本町は従来どおりの対応から国の提案である総合事業を選択し、要支援1、2の方へのサービスを予防給付から地域支援事業に切りかえ、町民ニーズに沿った細かい対応ができるようお願いしたいが、本町の方針はどうかを伺う。

二点目に、特養の重点化について伺います。

今回の法改正によって、特養に入所できる人が要介護3以上になるわけでございま

すが、本町の特養の入所待機者が何人いるか、そのうち要介護3以上の高齢者は何人でしょうか。

三点目に、要介護1、2の人で特養に申し込んでいる待機者は入所ができなくなるわけで、本町において、その対策は何かを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「今後の介護保険体制」の件についてお答えをいたします。

平成27年4月から施行予定の介護保険制度の改正は、介護、医療、生活支援、介護予防の充実等、地域での受け入れ態勢を強化し、地域包括ケアシステムの構築を図るもので、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた制度改正となっております。

御質問一点目、要支援1、2の方へのサービスの一部が地域支援事業に移行することに対する本町の方針でございますが、このたびの改正により、これまで介護事業者が行っておりました要支援の方への訪問介護と通所介護サービスについては、全国一律のサービス内容から、ボランティアやNPOなどを加えたさまざまな主体による多様なサービスが提供できるよう、地域支援事業の形式に見直されるところでございます。

これにより、住民本位によるサービスの選択が可能になるとともに、サービスの充実と費用の効率化が図られ、平成29年4月までに全ての市町村で実施することとされております。

地域支援事業への移行に対し、本町では事業の担い手となるボランティアやNPOなど多様なサービスの提供主体が現時点では不十分な状況でございます。このため、平成29年4月の実施期限を目途として、住民主体の取り組みを促すなど、本町に合った形で提供体制が整備されるよう取り組みを図ってまいります。

御質問二点目、本町の特養の入所待機者が何人いるか、そのうち要介護3以上の高齢者は何人かについてでございますが、平成25年4月1日現在、特養の入所待機者は119人おられ、そのうち要介護3以上の方は82人となっております。

御質問三点目、特養に申し込んでいる要介護1、2の待機者への対策についてでございますが、特養待機者の在宅での生活を支えていくため、訪問介護やショートステイなどの既存の介護サービスの充実はもちろんのこと、ニーズの高い介護サービスについては、その導入を検討するなど、さらなる居宅サービスの充実強化に取り組んで

まいります。

なお、今回の制度改正では、要介護1、2の方であっても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、例外的に入所が認められることとなっております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ありがとうございます。

一点目について、将来、これはもう、今、答弁いただいたように、29年4月までに、あと2年後、いろいろと検討しながら前向きに実施していくという答弁でございました。これは今までの介護保険の体制を、今の現状を見詰め直してやっていくということをやっぱり国から言われてますものですから、ぜひとも29年4月までに、事業主の体制が不十分だということを、やっぱりこれはまたあるときにお聞きしなきゃいけないと思うんで、その辺の構築をお願いしたいと思います。

その中で一点、国の指標として、介護予備軍という表現とえば、要支援に入る、入らない人、あるいはまた要支援状態で出たり入ったりする、いわゆるその状況の人が、かなり介護予防や、あるいは生活支援を切れ目なくやってくれというニーズがあるらしいんです。そういうようなことを国で言っているんですが、本町はどのようなお考えかということをお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

要介護状態になる前の段階の方につきましては、現在、元気いきいき教室とって、身体と口腔ケア、あるいは栄養改善、これら三つを合わせたような教室を開催しておるところでございます。

また、そのほかにウォーキングの教室、あるいは水中ウォーキングの教室等を開催して、要介護状態になるのを防ぐような対策を現在はとっております。

この総合事業に移行しましても、これらの事業というのは、引き続き、総合事業の中で続けていきたいというふうに考えておまして、要介護状態になりやすい方についても、従前と同様の対策はとっていく予定にしております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今、二点目と三点目は、実は私はちょっと町長に入り口聞く

んですが、将来の特養についてどのように考えられているかということをお聞きですが、実は今、小屋浦でできようとしています、小規模特養が。その後に、やはり引き続き小規模特養をつくってもらいたいんですが、その辺の構想は、とりあえずどういうふうにお持ちかどうかわかりたいと思うんですけど。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでも同じ答弁をさせてもらっておりますけども、つくことは、ある意味、決断すればできるんだろうと思います。ただしかし、いつもあなたに同じ答弁をさせてもらっておるんですけども、いわゆる介護保険でありますので、保険料を払う方が理解をしてもらわんとこれはできないんです。そこが最大のネックであります。保険者が、おお何ぼかかってもいいよと、やれやれと、負担は何ぼでもしてやるからと。あるいは一般財源からも負担をせにゃいかんわけですから、町も、そこも町民が、おおやれやれ、みんなのためにやるだけやれやと、税金も我々がなんぼうでも出してやるからというような環境ができれば、それはできると思うんです。そうはいかんわけです。そこをどうするか。むしろ議員さんがやってほしいというのであれば、議員さんみずからが町内を歩いていただいて、議会として、議員として、私は町長にこういうことを言うんじゃないけど、町はなかなかそういった介護保険の利用の問題で難しいところがあると。だけど私はこう思うんじゃないかというぐらい、そういう町民の意見を集約して、むしろ投げかけていただきたいと、私はそういうふうに、今、思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 町長のほうから保険料の件じゃいうことを、前から私もわかってます。

実は、過去のいわゆる施設をつくる場合に、こういうことがありましたよね。たしか3期のときはグループホームをつくるのに235円ぐらいの保険料がアップするよと。それからたしか4期ですね、グループホームのときは、240円ですか。5期のとき、小屋浦の小規模特養のときについては425円アップするけんどうかのという、町民に対する説明会があったんですね。当然、町長、今の保険料を上げるについては、そういうふうな提案というものが先であって、保険料が上がるけんつくらんとかいうようなことじゃなくて、こうすりゃええじゃないかという、こういうふうに提案しま

すよ、町民の皆さんどうですかということを書いて歩けばいいんじゃないですか。私は現にいろいろとやっていますけど、そういう声は聞きます。

もう一つ言うのが、現在の保険料ということで、たしか基準月額が5,440円ですか。これ、県の標準金額に、今、なっていますね。例えば私が思うのに、今、つくってもらいたいというのは、500円上げて約6千円ぐらいなんです、今の状況で。ある程度、保険料を500円上げて、次の特養をつくるべきじゃないかというようなことを私は自分で意見として持っているということなんです、町長。一応、要は提案するのも、町長のほうの仕事であるとは思っています。だから提案してだめじゃったらだめなんです。500円上げるんだったらだめかとのいったらだめなんですよ。それは大いにわかります。ただ、一歩先に出て行かないと、とてもじゃないけどステップが踏めないというようなことを私は思っていますので、ちょっとその辺、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） もう何度もあなたには答弁をさせてもらっておるんですけども、確かにあなたの思いはそういう特養をどんどんつくりゃええじゃないかという思いかもわからんですけども、やはり需要と供給というものがあるんです。今、確かに118名がおられて、八十数名が希望しとるというようなこともありますけども、そのときにはそういうことがあるかもわからんですけども、この2年、3年のスパンではなく、10年、20年、30年を考えて、需要と供給のバランスがうまくいくようなシステムにしていかなんと、経営が、今度、大変なことになるんだと思うんですよね。そこらもしっかり考えていかなければならないと思います。今までにも他の自治体では、今までそういう老健施設を経営しておったけども、だんだんだんだん人口が少なくなってきました、そしてそういう対象者の高齢者の方も少なくなってくる。経営ができない。だから都心のほうへ出ていかなければならない。あるいは撤退しなければならぬ。こういうふうな事例もたくさん、今、あるわけですよ。そこらも総合的に勘案をしてやっていかなければならないと思いますし、当然、2年に一度、町政懇談会等を開いておりますけども、その折にはそういうふうな、いわゆる社会保障の問題についてもいろいろとお話をさせてもらっております。

いずれにしても、そういう総合的なことを、短絡的にそこだけを考えるのではなく、町民全体の総合的なことを考えて、社会保障の対応の施策も進めていかなければ

ば私はならんのではないか、私はそういう立場にあるんじゃないかというふうを考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今現在、要介護3以上の認定者というのは何名おってか知っていると思うんですが、260名おってんです。そうですね、5月の決算において260名ですね。現在の入所待機者は、全待機者がたしか、今、119名とおっしゃったんですけど、200名ぐらいかなと思ったんですけど、その中の82名が要介護3以上の待機者だということです。82名のうちの小屋浦ができました。約29名、私が言って、29名ぐらいが小屋浦に優先的に入るのかのと私は勝手に思ったんですけど、残りが53名おってんです。町長、27年度以降、第6期ですよね。やはりこれ、次の特養をつくらんといけないというようなことをちょっと私が勝手に思ったということですよ、これはもう御提案ですけども。そういうようなことを思うんです。だから、今、私、先ほどの質問と、今回の分と、やっぱり数字的なものと金額的なものをある程度加味していると思うんで、その辺はもう笑ってだと思えますけど、別に私も町民のために真剣ですから、これは。だから、今、要介護3以上の人ということに絞られてきたわけです。今までは1とか2の人も基本的に入れるよというようなことがありましたけど、絞られてきたわけです。だからここで何とか町の体制をつくっていかなきゃいけない、そのように思ってこういうふうな質問をさせてもらっているんです。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時33分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 特養の整備についてお答えします。

特養の整備につきましては、住民さんにニーズ調査というのを介護保険全般についてしておりますので、その中で住民さんの声をお聞きするというのが一つあります。

それともう一点、特養の整備した場合の介護給付費につきましては、その2分の1は公費で負担ということになります。町分は12.5%になりますが、それ以外の経費につきましては国と県が負担するということになりますので、これも町だけの思いで特別養護老人ホームというのはなかなか整備しにくいという状況にありまして、県の了解が必要であるということが一点あります。

今、国全体の流れでいきますと、これまで施設への入所から在宅で介護をしようという流れがございます。日本でいきますと、亡くなられる方の約6割から7割が自宅以外、病院であったり、そういう施設で亡くなられるんですが、これが諸外国で見ますと3割程度ということがございます。余りにも高いということで、在宅でそういう最後までみとりができるようにしようということで、医療、介護を連携した地域包括ケアというものを進めるように、現在、しております。

坂町におきましても、できるだけ在宅で最後まで、御本人の希望があればですけども、御本人の希望があれば、在宅で最後まで過ごしていただけるような、そういうシステムをつくるように第6期の計画から考えていくようにしておるところでございます。ということで、待機者全員が施設に入れば、これがいいというようなものではなくて、できるだけ希望があれば在宅で過ごしていただけるような体制を整えていくというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 1番中川ゆかり議員から「プール施設の充実」について質問願います。

中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 「プール施設の充実」の件についてお伺いいたします。

平成24年と25年の6月定例会において、町内プールの活用、プール施設整備の充実について質問し、答弁をいただいておりますが、再度、質問させていただきます。

町内には5カ所のプール施設がありますが、その中でも長期利用が可能な施設が海洋センタープールです。小学生の水泳教室を初め、親子ふれあい教室やシンクロ教室、健康増進を目的としたウォーキング教室などの町民のニーズに合わせた水泳のもたらす効果を踏まえての教室開催、坂町体育協会水泳部の各団体、そのほかの団体の利用など、一般開放など幅広い年齢層に親しまれるプール施設であることは周知のことと思います。

平素は施設の損傷や不備が生じたときは、その都度、修繕や改修などの対応や管理

をしていただき感謝しております。しかしながら、施設の老朽化は深刻な状態にあると考えます。海洋センタープール鉄骨部ほか劣化診断の結果を踏まえた施設整備計画をお伺いしたい。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「プール施設の充実」の件についてお答えいたします。

坂町B & G海洋センタープールは小学生の水泳教室を初め、親子ふれあい水泳教室やシンクロ教室など各種教室を開催し、坂中学校水泳部や横浜童泳会など各団体の利用や一般開放等、子供から大人まで幅広い年齢層の方に御利用いただいております。

この海洋センタープールは昭和59年の建設以来30年を経過しており、平成14年度にプールの鉄骨塗装やテントの取りかえなどの大規模改修を行っておりますが、経年劣化による施設の損傷や不備が生じた場合には、安全確保を最優先に、その都度、修繕や改修を実施しながら状況に応じて対応を行っているところでございます。

御質問の海洋センタープール鉄骨部ほか劣化診断の結果を踏まえた施設整備計画でございますが、本年6月に当プールの鉄骨部ほか劣化診断を行った結果、鉄骨張りの継ぎ手部分の劣化が局部的に著しく進行しており、全体的には塗装のはがれ、プールの水漏れ、ろ過機及びボイラーの不良など、早急な改修等が必要であるとの診断を受けております。

その診断結果に基づき、改修の工法や費用積算などの調査を実施し、ことし8月に公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーン財団に対して補助金の申請を行ったところ です。

プールの改修等につきましては多額の経費が必要となることから、補助金申請の結果等、改修費用に係る財源の確保など、来年度の予算化が可能かどうか、現在、さまざまな検討を行っているところでございます。

スポーツを通じ豊かな人間性を育み、健康で心豊かな生活を実現するため、今後もスポーツのさらなる普及活動に取り組み、健康の維持増進やコミュニティー活動の促進を図ってまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 答弁書をいただいて、少し何か前に進んでいるなという感じがしてすごくうれしく感じました。

B & G財団に補助金の申請を行ったということですが、毎年、町長と教育長がB &

Gの全国サミットに参加されていますし、B&G財団の補助金の確保の見通しは明るいのではと思っておりますが、ぜひ年間を通して利用できる温水プールを期待しております。というのは、Sunstar Hall やきらり・さかなぎさ公園坂など、補助金を活用する手腕が誰もが認めているところであり、プールに関しても発揮していただけるものと期待しているのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、教育長のほうから答弁がありましたけども、そういうふうなことで、我々も財源を含めて、今、いろいろと前向きに検討しております。

ただ、一般の公共施設と違いまして、当初がB&G財団に建てていただいたというような施設でありまして、例えば国とか県の補助対象とか交付金対象になるような案件の物件ではないわけでありまして、あくまでもB&G財団から補助金がおりましたら、その補助裏は全て町の一般財源で補填をしていかなければならないという案件でありますので、議員の言われることもよくわかるんですけども、なかなか難しいところもありますが、とにかく今の施設が老朽化しておりますので、それを安全なプール施設に改修していく、改築していくというようなことだけはしっかり胸に秘めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） でも一歩ずつ前へ進んでいるということでもよろしくお願ひします。

日ごろ、この答弁の中にもありますように、塗料なんかははげてプールにどんどん落ちていってるんです。それを全部海洋センター所の職員が、みんなきれいに使用する前にとってもらって、プールを掃除してもらったりして、一見、プールに入ったときには水質もいいですし、すごくきれいなプールだなということをいつも感じながら利用させてもらっているんです。B&Gのプール、財団からの補助だけでということですが、県内にB&Gのプールが温水プールに改築されたプールがたくさんあるんです。結構すばらしいプールもありますので、そういうところなんかを目標に、水泳に携わるものとして望んでおりますので、どうか少しずつでもいいですから、前向きに御検討を願えたらありがたいなと思えます。

そして、今のは前置きで、最初にすごくきれいに管理していただいていることを言いましたけど、プールをもっともっと利用するための、今でも教室はたくさん行われ

ておりますが、その教室をどんだんウオーキング教室なんか健康保険課がやっておりますが、すごく盛んで盛況ですので、8月で終わっておりますが、それを9月に延ばすとか、もっともっと年間を通して町民の皆さんが使えるプールを町民は望んでいると思います。

そして、今、現に横浜童泳会とか坂中学校などが利用しておりますが、その子たちに、スイマーたちに夢と希望が持てるような場所をつくってあげたいなという、それも皆さんの要望ですのでよろしくお願いいたします。

教室のことについて、保険健康課と教育長にちょっと答弁がいただけたらと思います。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

現在、水中ウオーキングというのを7月、8月の2カ月間に限って実施しております。これは通常のウオーキングにつきましては、この期間が非常に暑いということで、熱中症対策等も含めて実施しておるところでございます。この期間の延長につきましては、参加されている方が高齢者も多いということがあって、風邪等の心配がないようなことであれば、延長等も検討ができるかとは思いますが、そこはちょっと参加者の方の御意見を一度お伺いして、また検討したいと思います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 学校、また生涯学習関係のプールの利用促進、また講座の期間を延ばせないかという御質問でございましたけども、またこれは町民の方のニーズ等も十分調べながら、今後、検討させていただくということで考えております。

先ほど言われた水泳人口の増加と、また夢と希望を持って水泳を今後普及していきたいというようなことを議員さん言われましたけども、東京オリンピックというのも控えておまして、また子供たちが水泳に携わっている方々の理解も得ながら、すばらしい能力の向上、あるいは心の成長というのができることを望んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

○議長（川本英輔議員） 坂小学校児童の皆さん、御苦勞でございました。これで入れ



かえをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○坂小学校児童 きょうは貴重な経験をさせていただきありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） それでは、再開を11時といたします。ちょっと休憩とします。

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 5番瀧野純敏議員から「坂町地域防災計画の本質を聞く」を質問願います。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 「坂町地域防災計画の本質を聞く」について質問をいたします。

町では、さきに地域防災計画書を作成しているが、これは本来、全坂町民の安心・安全のため作成したものである。

本年9月20日に地震津波災害避難訓練を実施することになっているが、本質がわからない。

まず、9月9日に竣工式を行う防災施設Sunstar Hallが含まれていない。本来、災害時には総合拠点避難場所となるはずである。せっかく新築した施設を訓練で汚したくないのか、また、せっかくの地震津波避難訓練であれば、なぜ平成ヶ浜地区町民、全坂町民のため、PCB施設、中電資材センターのトランス・コンデンサーなどの津波流出事故のための説明とか訓練は実施しないのか。地元企業などに防災時に協力をあおぐのであれば、広く町全域にすべきと思うが、町当局にお伺いする。

1、Sunstar Hallはスポーツ施設か災害避難施設か、いま一度聞く。

2、防災避難訓練は全域では無理か。

3、PCBリサイクルセンター施設と中電資材センターには避難訓練は伝達してあるのか。また、地区の町民だけにでも避難訓練マップぐらいはできないのか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町地域防災計画の本質を聞く」の件についてお答えをいたします。

本町では、安全・安心なまちづくりの推進のため、ハード面では県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策に取り組むとともに、今年11日には、坂町中心部の防災拠点となるSunstar Hallを開館することとしております。

特に、このSunstar Hallは、災害発生後、避難生活が長引く場合に安心して生活していただける場所になるとともに、大雨土砂災害避難訓練では一時避難場所として使用することといたしております。

また、ソフト面では、これまで土砂災害のハザードマップを初め、地震防災マップ、津波・高潮ハザードマップを作成し、全世帯に配布するとともに、平成23年度から継続して実施をいたしております大雨土砂災害避難訓練や、地震津波災害避難訓練を実施することで、公助だけではなく、自助、共助のもと、地域が支え合い助け合う体制づくりに取り組んでいるところでございます。

御質問一点目の、Sunstar Hallはスポーツ施設か災害避難施設か、いま一度聞くにつきましては、Sunstar Hallはまず第一に、非常災害時に町民の安全確保を図る防災拠点としての施設であり、通常時はスポーツを行う体育館としての利用とともに、文化施設としても利用できる町民の交流拠点として整備をいたしております。

御質問二点目の、防災避難訓練は全地域では無理かにつきましては、現在、実施をいたしております避難訓練では、各地区住民福祉協議会を初め、各保育所・園、各小学校、町内企業、坂町消防団、広島市消防局、警察学校等、全機関を対象とし実施をいたしており、災害の種別によっては対象とならない地域の方につきましても、避難訓練への参加をお願いしているところでございます。

御質問三点目の、一つ目の、PCBリサイクルセンター施設と中電資材センターには避難訓練は伝達してあるのかにつきましては、現在、実施をいたしております地震津波災害避難訓練への参加をお願いをし、御参加していただいておりますが、柱状変圧器リサイクルセンターでは、独自で総合防災訓練を実施をされておられます。

御質問三点目の、二つ目の、また地区住民だけでも避難訓練マップぐらいはできないのかにつきましては、現在、実施をしております各種避難訓練におきまして、各地区住民福祉協議会からの意見をもとに、避難経路、避難場所の修正を行っておりますが、横浜二部地区住民福祉協議会と中国電力株式会社で構成される安全性確認委員会

から避難経路等の意見が出されたときには、修正、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、住民福祉協議会の中には、独自に地区内の危険箇所や避難経路、さらには要援護者等の居住場所を示した防災マップを作成されているところもあるとお聞きをいたしており、地域の自主防災組織による支え合い助け合う体制づくりが着実に進んでいるものと思っております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） ありきたりに言ってもらったのはありがたいんですけど、まず、このたび、比較的安全と思われた広島県で、広島市内の八木地区で大雨、土砂による災害が発生しました。多くの方々が亡くなり、まことにお気の毒でございます。ほんの20キロ先でございます。我が坂町でもいつ起きるかわかりません。天災には我々は太刀打ちできません。ただ、生命を守ることが第一条件です。これを実施してください。これはこの問題には少ししか関係ないのでこれで終わります。

まず、今、町長から言われたようにこのSunstar Hall、これは確かにこれをつくったときの災害時の施設なんですよ、つくるときから。それはもう計画のときからわかってます。このたび聞いたのは、せつかく9月9日に竣工式を済ませる、私から見れば、町民の皆さんに広く来てもらえば、それだけ寄るんじゃないかという期待があって、おおこれはいいことじゃ、20日にあるんじゃないかという期待です。それが8月1日の防災計画書を見ると全くそれが入ってない。それがなかったら私は出しません。せつかく15億も16億も建てたものが、説明してやらにゃ誰が、町民に。そしたらなぜそこまで言うかといったら、町民、今、あなたらがどう考えとるか知らんが、これだけの施設を広める、20日に防災訓練があるんですよ。広めるのは我々じゃないんですよ。行政としても我々もいっしょですよ、せにゃいけん。これを町長もつくるときから言ったよね、災害拠点じゃと。確かに、あのときも私が26年6月、つい2カ月前の質問のときでも、これは防災拠点として町民の安全確保を図ると言っておりましたよね。だったらなぜ使わんのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。

9月20日にございます避難訓練は地震・津波の避難訓練でございます。津波にはいかなる場所においても、3年前の東日本大震災でも言われておりますように、より早く、より安全な高い場所へ逃げるということが言われております。また、坂小学校は平成23年度より中村地区の中央公園を目指して避難訓練を実施しているところでございます。子供たちが大人になって、いかなる場所で津波に遭うかもわかりません。そういう意識づけのためにも、高いところへということで、津波については、今回は一時避難場所にはしておりませんが、大雨土砂災害のときは大変有効な避難場所と考えておりますので、そのときは一時避難場所ということを考えておりますが、津波ということで、やっぱり高いところへ上がるというのが鉄則だと思ひまして、このたびは含まれておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 坂町は確かに恒例で避難施設でやっております。ただどう考えてみてください。坂地区では高いところへ上がる言いましたわね。高いところへ上がるといっても、今、皆さん、知ってますか。おたくらが地域にずっと根を張ってやりましたよね。今、一番低いところはどこなんですか、坂町で。言いますよ、横浜地区。もとの保育所のところ。あれが0.6メートルです。公園自体は1メートルです。それから今の横の保育所の前、それが1.4メートルあります。登ってくると、これしかないと思うでしょ。小屋浦はどうですか。小屋浦の営団地区、今、小屋浦3丁目、1メートル40です。あそこの中は全部2メートル以下なんです。わかります。それからもう一つ言えば、坂、八幡さんから1.4ですよ。八幡さんからあの地域、野村コープの地域は全部2メートル以下なんです。わかりますか。2メートル以下が近くにあつて、目の前に防災センターをつくったんですよ。防災センターは何メートルですか。5.7メートル。まずこれから聞くけど、今度の防災の地震の大きさ、それから水位の高さ、津波の高さを聞かせてください。どういう予測でやっ取るか。その中で、今、防災地区は、あそこらは5.7メートル。公民館も7メートルあるから、7.7だからいい。小学校の前も5.7あるからいい。でも今の地域は6メートル超しておるんです、そうでしょ。確かに沈みます。だったらなぜそこへ逃すか。そしてもう一つ言いたいのが、何で坂小学校を中村中央へ持って行くのか。そしたら西側にある保育所は、あそこは10メートルなんですよ。何にもないのに、それを何で上に上

げるか。確かにおたくらどういいう意見を言うか知らんけど、西側地区で上げる。西側地区上げてもいいですよ、それは。だけど、そしたら中村地区、上条地区、それから西側地区とか芻条地区にもね、町長、わかりますか。防災の中には、避難するとき、今度は避難者を救助するのも防災訓練の中なんです。そしたら中村地区、芻条地区、上条地区の人らも、地区の消防団、いろんなのがおります。その人らになぜあっこに小学校へ行っても、西側へ行っても西側の公園に、ほいじゃあ保育所が行くから、あれを助けるため、小っちゃい子、幼稚園ですよ、助けるぐらいの救助も入れられんか入るのが入とらんのです。小学校から上まで、中村があつたら、中村まで入れてやりゃいいじゃないですか。それで今の小学校は何ぼあるんですか、そうでしょ。土でも5.7メートル、公民館まで行くと7メートル700あるんですよ。それを何で決められんかを聞きたいんです。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

坂町内におきましては、低いところがたくさんあるわけです。そういう中で、今回の避難訓練では、すぐに津波が到達するというような想定のもとにやっております、近くのところの高いところ、あるいは小高いところ、山手ですね、その辺を中心にしております。そういうことで避難訓練をやっておるんですけど、小学校の生徒につきましては、従来からそれよりも高いところ、要は先ほど課長が申しましたとおり、大人になったときでも、どこで被害に遭うかわからないと。そういう状況の中で、そういう意識づけの中で子供のうちから教育をしていくということで、高いところに避難していくということを意識として持たせてあげたいということでございますので、今回につきましては、坂小学校より高いところ、その後地域の人が入ってくるということは、子供たちにとっても意識の中でこれはどうなっているかというような疑問を持たれたら困りますので、今回はSunstar Hallも避難場所とはしておりません。

そういう中で、実は避難訓練につきましては、大雨土砂災害と地震津波災害をやっておるんですけど、実は我々もこのSunstar Hallが9月に開館するというので、住民協の会長さん等に、例えば津波のほうを最初にやって、大雨土砂災害のほうを後にやることによって、Sunstar Hallが使えるんだけどどうだろうかということをお願い合わせた経緯がございまして、そのときも、やはり土砂災害

というのは6月の梅雨シーズンがありますので、最初にそっちを今までどおりやらせてくれということがございましたので、本当はSunstar Hallを使って避難訓練をやるということもいろいろ考えておったんですけど、そういう意味で、今回は地震津波のほうはやはり高いところに避難するということが基本でございますので、こういう形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） そこまで言えば私もそれ以上は言いません。やっぱりいろんなところがあって、学校施設があろうが、新しい施設ができれば、宣伝がてらにするのが、それは上条でもそうでしょ。上条、ほいじゃあそのままいくかいうたら、上条、新しくできました。小品替えせず替えたでしょ。未来のこれから恐らく20年や30年は、あそこ、もとのグラウンドから変えるはずですよ。その辺はそれでいいです。

次の質問に行きます。

せっかくやったのは、高さは何ぼか聞いとらんのが、あれをもう一回聞かせてください。地震の想定の大きさと、津波の高さ、聞いてないでしょ。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。

今回の避難訓練の想定は、震度5強で津波の高さ5メートルとしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 今、皆さん、聞いているの5メートルですよ。25年度におたくらが言われたのに、私がやっぱり防災で、25年度6月に出しておる。25年度に出したときには、3.6メートル、そうでしょ。地震が強と。それで3.6だから、リサイクルセンターも、あれは4メートルあるから、防災避難は関係ありませんと、あんたらが言ったんですよ。今度は5メートルになったんだから、私が言うのは、今、ポリ塩化ビフェニルというのは、言っちゃ悪いが、今、原発のウラン、それからサリン、人間がつくった中の最悪のものなんです。世界中の地域で100メートル以内にあるところどこにあるんですか。だから私はもうつくったんだから言わん。けどそれをするのは、町長、町がせにゃいけん。あそこあそこでするのは電力会社なんか全然関係ないですよ、町がしてやらにゃ。どうしてかといったら、想定が5メートルで

しよ。去年いって、1年の間に3.6から5メートルになったんだから、5メートルになったら、やっぱりあの辺の住民、それからこの辺のビルのマンションの人たちに別のマップをつくるぐらいの考えがないかということでこのマップを出しとるんですよ、そうでしょ。

それからさっきから言うように、5メートルといたらどこが入るかといったら大方は要るんですよ、小屋浦にしても亀石にしても。だからその中で、これだけの大きな地震があったときにそうやって言われて、私が引き下がるか、そういうわけにいかん。あの辺の人はどうするかいうて、いい身分やねいう、それは酷じゃないですか。もう一遍、その辺を聞かせてください、どうするのか。

○議長（川本英輔議員） 奥民生部長。

○民生部長（奥 至雅君） お答えいたします。

中電施設でございますけど、以前、答えたのが、下水道区域ということで、恐らく4メートルぐらいだろうということでお答えしたと思います。

今、大体4.3メートルでございました。そういう中で、今回、5メートルという津波の想定は、大津波警報ということで避難を想定させていただいております。これは避難訓練を行ってから、ずっとこの5メートルというのは通しておるんですけど、大津波警報というのは5メートル以上の想定で大津波警報というのは出されるわけです。そういうことで、訓練ということで大津波警報5メートルを採用させていただいておるところでございます。そうなんですけど、中電の施設では柱状変圧器、リサイクルセンターでございますが、先ほど言いましたように4.3メートルで、その処理する施設については、さらに90センチの防疫堤を処理する施設の周りに配備しております。4.3とあと90センチということで5.2メートルの範囲で対応は可能だということで、施設的には浸水することは処理施設についてはないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 確かに言えばそのとおりかもしれませんが。このことを想定するのは何でもできます。だけどこれからあるのは、このたびあったように、坂でもあるんですよ。私がこういうふうに航空写真を撮っておるけど、これを見ても、坂町で何カ所あるか。そうでしょ。私、何度も出したけど、堰堤にしてもいっぱいあるんですよ、これを見たら。これだけのところがあるんですから、これからやる、1年に

2回しかないんです。わかります。津波ともう一つありますね、大雨洪水が。それであるならば、端的に言いますけど、やっぱり防災施設が、あれだけ15億円も出してつくったんなら、今度から使ってください、町長。どっちへも使ってください。それは当たり前でしょ。今の交流センターを、Sunstar Hallを使うぐらいの心構えをしてくれと私が言った。その辺を町長、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） あくまでも先ほど、私、答弁申し上げましたように、山津波、いわゆる土砂災害の折には緊急の避難場所として、当然坂地区の避難場所として活用させていただきますし、また海の津波の折には、やはり高いところへ逃げるというのが一番だろうと思うんです、海の場合は。そういうことを考えますと、今も民生部長、環境防災課長が答弁いたしましたように、子供さんには教育的な観点からやっぱりやっていかなければならない。例えば坂ではそういうことが想定できるかもわかりませんが、坂に、今、おられる子供さん全てが坂町に住むわけでないわけであって、よその地域に住む場合もあるわけであって、そういうときにはやはり坂で教育してきたそういう成果が、いざというときに発揮されにやいけんような状況も我々はつくっていかなければならないという一つの任務もあるわけでありまして、そういう観点から、できるだけ活用することはいいと思うんです。例えばあつてはならない津波があつて、どこへも避難場所がない、あるいは何日かどこかに避難をせにやいけんけどもない、そういう折にはしっかり今の交流センター、Sunstar Hallを開放してやっていかにやいかんと。そういう面では利用していかなければならないというふうに思っておりますけれども、訓練はあくまでも安全なところへ避難をするんだと、逃げるんだと、これが第一義だと思うんです。そういう観点から、先ほど来、申しておりますように、避難訓練の折には、子供さんにはやはり高いところへ逃げてもらおうし、また大人は、ほいじゃあSunstar Hallへ避難してもええんか、ほいじゃあ子供は高いところへ逃げにやいけんと。そうすると子供さんも理解に苦しむようなことも出てくると思いますし、あくまでも、さっきから何度も何度も担当の部門も申しておりますけれども、やはり地震・津波の折には、少しでも高いところへ避難をする、これが第一義だというふうに、私も専門家からも聞いておりますし、そういう観点で、そこはひとつ議員さんにも御理解をいただきたいと思います、趣旨を。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「坂町海外研修の検証と今後は」に

ついて質問願います。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「坂町海外研修の検証と今後は」について御質問いたします。

ことしも中学生を対象にした坂町海外研修が8月に実施され、20人が参加しました。海外研修は平成8年度から18年度までに計10回、延べ238人の町民が参加しています。参加者の研修補助は半額でした。平成20年度からは町内企業の寄附を基金とし、中学生対象に2年に1度、研修費用の4分の3の補助で今年度まで計4回、延べ73人が参加しています。

ところが次回から企業の寄附がなくなり、今年度の予算審議のとき、海外研修の今後はどうなるのかとの質問に対し、町の答弁では、平成28年度は一般会計で従来どおり行うとのことでした。

今後、一般会計で海外研修を実施するには、今回までの海外研修の成果と課題を十分に検証し、今後の海外研修に活かしていくことが大切かと思いますが、以下、お伺いします。

1、平成28年度以降も中学生対象の海外研修を継続していくのか。

2、現在、補助率は4分の3であるが、参加希望者が多く、補助率を下げ、例えば2分の1とかにして参加者をふやすことはできないか。

3、一般町民対象の海外研修が廃止され10年近くになるが、毎年に参加も多く、補助率を下げても、まちづくりなどの具体的な目的を持った海外研修を実施するお考えはないか。

以上について、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「坂町海外研修の検証と今後は」の件についてお答えいたします。

国際化が進展する中で、国際的視野や知識を身につけ、異文化への相互理解を深めることが重要となってきています。

坂町では、21世紀を担う子供たちが広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化、生活習慣などに直接触れることにより、国際化に対応できる人材の育成を図ることを目的として、中学生を対象とした海外研修事業を隔年で実施しております。

この研修は、ホームステイ体験、南加坂郷友会や広島県人会との交流、移民の歴史文化研修、外国の学校での交流などを内容として、ことしで第4回目を迎えました。

御質問一点目の、28年度以降も中学生対象の海外研修を継続していくのかにつきましては、平成22年度からはこの海外研修事業を坂町第4次長期総合計画に位置づけており、国際化に対応できる人材の育成を目指し、中学生を対象とした海外研修を平成28年度以降も隔年で実施し、平成32年度からの第5次長期総合計画の策定時に、皆様の御意見を伺い検討してまいります。

次に、御質問二点目の、現在、補助率は4分の3であるが、参加希望者が多く、補助率を下げて参加者をふやすことにはについてお答えします。

平成18年度まで実施しておりました一般町民を対象とした海外研修では、補助率を2分の1としておりましたが、平成20年度の中学生を対象とした海外研修事業から、保護者の負担感等を考慮して、補助率4分の3に変更しております。現在、現地での安全面や随行員の数などを考慮して15人から20人程度で事業を計画しており、また、補助率を下げることによる参加者数の減少も予想されることから、補助率の変更は考えておりません。

御質問三点目の、一般町民対象の海外研修が廃止され10年近くになるが、毎年の参加者も多く、補助率を下げてでもまちづくりなどの具体的な目的を持った海外研修を実施するお考えはないかについてでございますが、一般町民対象の海外研修につきましては、平成8年度より訪問する国ごとに研修するテーマを設定し実施してまいりましたが、平成18年度をもちまして、一応の節目として事業を終了しております。

その後、町内企業からの寄附を活用して、中学生を対象とした海外研修事業を行っているところです。

現在、坂町教育委員会では、小学校における外国語活動や中学校での外国語指導助手を活用した授業の実施など、国際化に対応した教育を積極的に推進しており、この海外研修事業についても、坂町の将来を担う人材育成に向け、研修視察の意欲に燃え、その成果を今後役に立てることができる中学生を対象とすることが望ましいと考えております。

坂町の将来を担う子供たちが国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成を推進してまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 検証と今後についてということで、今後は隔年で同様な研修を続けられるということなんですけども、企業の寄附もあって、一般財源を、今度、出すということからすると、やはり今までの研修の検証を一旦してみる必要があるんじゃないかと思うわけです。さっき、一般町民の事業については一応の節目ということを書いておりますけども、何が節目なのかということとか、あるいは中学生が研修した結果、例えばその成果と今後に役立てることのできる中学生というようなことなんですけども、どういった成果があって、どういった中学生を求めているのかといったこと等のやっぱり検証をここでやってみる必要があると思うんですけども、そういった点はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

中学生対象の事業の研修の反省と検証につきましては、中学生を対象とした海外研修では、事前学習としまして5回ほど実施しております。この内容としましては、当然外国での注意する事項とか、日本との相違点等についての学習をした後に、中学生の研修ということで、向こうでの交流事業、広島県人会南加坂郷友会の方々との交流でありますとか、現地学校での生徒間との交流、また、ホームステイ先での御家族との交流、それぞれの場面場面において、坂町のよいところや特徴などをまず事前に生徒らに自分らで発表させてまとめて、それらをまず坂町の代表として恥ずかしくないように伝えるという取りまとめを行った後、出発させております。5泊6日ですので、わずかな期間でもより多くの成果を出せるように、あらかじめ準備をして、まずは研修に出発させております。

また、帰りましてからは、この研修を通じまして得た成果と、それを今後、どういうふうに生かしていくかという分について感想文を出させておまして、その中から選ばれたものを広報に掲載するというを行っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 追加してお答えいたします。

まず、議員さん質問の前段の節目であるといったところでの回答でございますけども、今までシンガポールやハワイ、中国、ベトナム等々にこの一般の方の研修という

のもございました。そこではまちづくり研修といったところが内容の目的の一番のところでございます、そういった分については一応これは節目であるというふうに考えております。

後段のほうの今後の検証をどういうふうにしていくのかと、どういうふうな中学生を目指しているのかというところでございますが、今回、4回目となる研修でございますけれども、過去に研修に参加した方々にアンケートをとると。そして具体的な成果と課題について整理するという方法もあろうかと思っております。

一昨年、平成24年、県知事の地域の宝チャレンジトークといった町民との懇談の場がございました。そのときに海外研修事業を体験した2名の方が非常にすばらしい発表したというのを、私、覚えております。1人はアーチェリー部だったと思うんですけども、非常に自分の部活をしていくのに、この海外研修というのが支えになったと。それでインターハイにも出られたといったような内容でした。もう1人の方は、これは歯科医師を目指されていた方だったんですけども、自分は現地で言葉がうまくしゃべれなかった。そうしたときに、自分が将来、歯科医師として外国の方が患者さんで見えられた場合でも、そういった患者さんの不安を取り除けるようなコミュニケーションを発揮したいといったようなことを話されたと覚えております。

今、申しましたように、この海外研修事業の成果、これは中学生が研修へ行って何かを感じとって、もちろん語学も大事だと思いますけども、強く目的意識を持って自分自身の将来を切り開いていくと、そういった中学生を望んでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 感想文で終わるとるわけなんで、過去の参加者に対してアンケートをとるということは非常に大切なことだろうと思うんで、ぜひそれをやっていただきたいという気がいたしました。

きょう、傍聴に来られておる小学6年生も、もう来年から対象ですから、6年生の皆さんも、この海外研修にぜひ応募してほしいと思うわけなんですけども、ただ、ことは応募者が40人で20人を選ぶということでなかなか大変で、落とされた子供さんのことを考えると心が痛むわけなんですけども、4分の3の補助というのが、2分の1というんじゃなくて、受益者負担の場合には3分の1というようなことがよく言われますけれども、例えば4分の3を3分の2にして、人数を、今、20人のところを30

人にすると。そうすると、向こうへ行ってバス1台乗せるのにちょうどええぐらいじゃないかと思うんで、そういう面で人数をふやすことは、補助率を変えるということはないということを考えておるといことなんですけども、少し緩和してもらおうということでもってやっていったらと思うんですが、補助率を下げると参加者が減少するかもしれないというのがあるんですが、こういったことについてもできたらアンケートをとって、どういった状態がいいのか、どういった研修がいいのかいうのを、やっぱり今まで行った人、それからこれから行こうという人に対してアンケートをとって協議していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本生涯学習課長。

○生涯学習課長（河本和彦君） お答えいたします。

補助率を下げるといことにつきまして、まずお答えさせていただきます。

今年度の実績で、実際、一人当たりかかったのが34万4千円かかっております。そのうち4分の3の補助で、補助金で25万8千円、自己負担は8万6千円をお願いしております。補助率については、平成20年度から実施しております中学生対象の海外研修では、町内の企業からの寄附というのがまずございまして、坂町の将来を担う青少年に役立ててほしいとの希望から、中学生を対象とした海外研修を実施することで同意を得て実施しておりますが、事業の計画性、保護者の負担感等も考慮して、隔年で補助率4分の3で実施するというところで行っています。

既に第4次長期総合計画として、22年度から実際3回実施しておりまして、長期総合計画の間、途中で補助率を変更するというのはいかがなものかと、難しいんじゃないかというのが一つございます。

それとアンケートにつきましては、次回の海外研修に向けてこういった形でアンケートが実施できるかというのも含めて、それは検討させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 海外研修の一方で、海外研修というのは向こうへ行くということなんですけども、行くのは20人しか行かれんわけよね。2年に一遍ですよ、それも。ということは、それよりかもう少し国際交流を考えると、いろいろな外国語教育とかやっておるわけなんですけども、向こうから例えばホームステイ、学校へ交流に行くじゃないですか。その子供たちをこっちへ迎え入れて坂町でホームステイを

するとかいうことも考えてもええことじゃないかと思うんです。そうすると、より多くの中学生が外国人と接触することができるわけですね。結構、高校では、例えば安芸南やなんかはニュージーランドの学校と姉妹縁組を結んで行き来したりしよるわけですね。そういったことも考えたら、ただ行きっ放しじゃなくて、向こうから来てもらって、また向こうの文化なりそういったものを学ぶというのにも必要じゃないかと。そうすれば、たった1年間で20人じゃなくて、坂中全生徒がそういう人たちとの触れ合いができるんじゃないかと思うんですけども、こういった、いわゆる向こうからの受け入れということについてはいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 向こうから来ていただくという場合には、来ていただくほうの状況というのにも十分考慮しないといけないだろうというふうに思います。

例えば、今、この海外研修では南加坂郷友会等のところへ行かせていただいて、いろいろな方と交流を持たせていただいております。そういったところでそういう話が出てくれば、また考えられる余地はあるのではないかというふうに思います。それ以外の部分で、こちらのほうから投げかけてといったようなところは、やっぱり相手の事情というのがありますので、なかなか早急には考えにくいのではないかなというふうに思います。地道な交流が今後できるような面が出てきましたら、また必要に応じて検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から、再度問う「利用者本位の循環バス運行を」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 再度問う「利用者本位の循環バス運行を」の件について質問いたします。

現在、めじろ2号坂・小屋浦線は、午前、午後、各2便の1日4便が運行されております。済生会広島病院前から乗車し、終点の小屋浦天地川公園の所要時間は1便、2便、4便は35分ですが、3便のみ49分かかっており、1、2、4便と同様の所要時間にしてもらいたいと平成19年6月定例会で質問し、検討、研究するとの答弁でしたが、いまだに実現しておりません。

平成27年4月には、小屋浦に小規模特別養護老人ホームが開業予定であり、他地

区からの循環バス利用者がふえることも予想されますことから、時間がかかり過ぎて利用できないとの利用者からの苦言が出ないように、改善が必要と考えます。

実現するための課題と、その解決策をお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 再度問う「利用者本位の循環バス運行を」の件についてお答えをいたします。

坂町循環バスは平成15年4月に運行を開始して以来、12年目を迎えました。坂・小屋浦線につきましては、議会の皆様方を初め、関係各位の強い要望に応え、平成17年1月に運行を開始しております。

この間、地域住民の日常私生活を支えるための交通手段として、平成25年度末現在、全体で約77万8千人もの多くの方々に御利用をいただいております。そのうち坂・小屋浦線の利用者数は約22万8千人で、小屋浦地区からの利用者は約3万1千人でございます。

御質問の、時間がかかり過ぎて利用できない、改善が必要でございますが、小屋浦便だけではなく、坂町循環バス全体の利便性の向上、乗車状況等、いろいろな事案について検討してまいりましたが、小屋浦地区からの利用客も少なく、全体の利便性を考慮する中で、現状では時間的にも経済的にも効率的な坂・小屋浦、北新地線での乗務員交代を実施をいたしているところでございます。

今後とも、坂町循環バス全体の利用促進が図られるよう、さらに努力をしてまいります。

御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私が質問したのは実現するための課題ということで、前提が実現するという前提で質問したつもりなんです、どうもそこら辺が回答がちょっと期待外れというところなんです、ちょっとその件で、ただいま答弁いただきました中から、一、二、質問させていただきます。

まず利用客について、私は19年6月1日、これ、今回のダイヤ改正の日なんです、実際に乗車してみました。そうしますと、やはりダイヤどおり動いておりまして、あそこで15分ぐらいかかるんです、鯛尾の停留所で。これは乗務員の交代と業務連絡ということでした。そのとき乗っておられたのは3名でした。小屋浦便で2名、そ

れから植田で1名という状況でした。

そして、今回、平成26年8月21日に町民の方から、こがい長うかかるのは乗っ
とられんというような声を聞きまして、21日に再度乗車してみました。乗車人員は
ゼロでした。そして、乗務員の方に、最近、どういう状況ですかねとお伺いしたら、
まあこういう状況ですという返答で、そっけなく答えられたわけなんです。そこで、
現状ではどのような状態なのか。乗務員、あるいは私が乗ったときの状態、ほと
んど乗っていないという状態、その利用状況についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 利用状況についてお答えいたします。

平成25年度の乗客数でございますが、小屋浦便は年間1,434便ありまして、
1便当たりの乗車人数でございますけれども、2.25人という調査の結果が出ており
ます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） これは2.25というのは3便のことですか。3便について
お伺いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

これは3便に特化したことではなくて、4便あるうちの中の平均値でございます。1
便、2便、3便とも、少なくはございますが平均的な乗車はいただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） もうちょっと詳しく、そこら辺は乗車データをとる必要があ
るんじゃないかと思いますが。

これ、かなり少なくなっておるといのは事実だろうと思います。それで、利用客
をふやすためにどのようなことを考えておられるのかということをお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

議員さんも御承知のとおり、坂町でも少子高齢化が進んでおりまして、坂町循環バ
スの全体の安定した利用者の利便性の向上のために、今、努めておりまして、爆発的

に乗客がふえるとか、そういったことは余り期待できませんが、例えばバス停の上屋でありますとか、そういった休憩施設ですとか、全体の利便性の向上に向けての施策は実施しております、皆様方に喜んでいただいておりますと感じております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 私がお尋ねしたいのは3便について、今、ゼロに近い状態を、利用客をどうやってふやすのかということをお尋ねしたわけです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 答えいたします。

議員さん、先ほどから3便、3便と申されますけども、3便がたまたま議員さんが乗られたときにゼロ人ということがありましたけども、小屋浦便自体が17年1月の運行当初からずっと少ない状況でございます、少ないのは、今、始まったことではありませんし、またそれが、先ほど申しましたように、ふえる施策につきましては、そういった抜本的な施策はありませんので、そういった全体の福祉の向上といえますか、利便性の向上について努めているという答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 全体の話ではなくて、やはりこの各便がふえていかんと、利用客はふえてこない、採算性もますます悪くなると思います。そこで、この利用者が長い時間かかると。大体、普通1、2、4便は35分で小屋浦まで帰るんです。これが鯛尾まで回るために49分かかるわけです。これは乗務員交代と業務引き継ぎということなんですが、業務引き継ぎというのは大したことないです、乗ってみましたら、しとるようなふうでもないようです。要は、乗務員交代が主眼になって、鯛尾まで行っておるというように私は思っております。乗務員交代は利用者本位の運行ではないと私は思うんです。利用者本位の運行であれば、わざわざ鯛尾まで行って乗務員を交代する必要はない。いろいろ方法はあると思うんです。そこで先回、質問したときに、この乗務員交代は何でするんかといいましたら、答弁が、運転手の出勤地が鯛尾バス停となっておるという答弁でした。他の3便は、ほいじゃあどうなつとるんですかとお聞きしたかったんですが、それは確認しておりません。そこで、運転手を鯛尾まで

行って交代を絶対せにゃいけんものかどうか、他に方法はあるんじゃないかならうかと思
うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

現在、坂町循環バスめじろ1号、2号とも2交代、午前、午後で運行しております
て、この昼の交代は必ずしなければいけないというふうに考えております。

また、乗務員の勤務場所が鯛尾ということでございますけども、これは鯛尾に車庫
がありまして、そこでまずは点呼をとりまして、もしもほかのところでやりますと、
そこまでの乗務員の送り迎えに係る経費、あるいはそれを送り迎えする職員の経費、
車両の経費等、莫大なものがかかりまして、その3便のためにそれだけをするとい
うのはいかなものかと、公平性に欠けるんじゃないかならうかというふうに考えておりま
す。ですからそういった交代につきましては、一番、先ほどの答弁でもありましたよ
うに、効率的な坂・小屋浦・北新地路線の3便で交代を行うようにしております。

また、15分間かかるということでございますけども、坂・横浜のバス停から鯛尾
に入りまして、坂上のバス停に出てくるまでが14分でございます。ですから必要最
小限の時間だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、時間を言われましたが、この時刻表を見ますと15分
なっとるわけです。15分になっとるんですよ、時刻表では。よく確認してください。

それで、その対応策として、今、1、2、4は鯛尾へ行かんですから35分で行
っておるんです。なぜ3便だけが鯛尾に行かにゃいけんのかということになるわけな
んです。そこのところはちょっと、今回、よしとしまして、対応策として提案したい
のは、まず交代を坂役場前のバス停、あそこちょっと広いところがありますね。あそ
こでしたらどうか。そしてこれは町長にお願いしたいんですが、そうするためには、
車両が1台、運転手が鯛尾まで帰ったり、またここへ来にゃいかんということで、1
台必要になるという先ほどの説明なんですが、ぜひとも1台工面して手当てしてもら
って、そして1、2、3便ともスムーズに小屋浦まで帰れるようにしていただきたい
と思うんですが、町長の見解をお願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この循環バス事業につきましては、一応、思いでございますけれども、来年度以降に、いわゆる町外の有識者の方の御意見も伺いながら、どうあるべきかということも考えていかにやいかなのかなというふうに思っております、そのらのことを踏まえながら、将来に向けた循環バスのあり方というものを、町外のいろいろな事例も踏まえながら、整備をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、午前中の会議はこれぐらいにいたしまして、暫時休憩いたします。

坂小学校の皆さん、御苦労さまでした。

再開は、午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番折出直幸議員から「横浜地区のまちづくり」についてを質問願います。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 「横浜地区のまちづくり」の件で質問いたします。

本年度、横浜地区の離岸堤と滞水池のポンプの増設が順次完成予定で、地区住民は台風高潮被害に対してやっと安心した日々が送れるものと思われ、執行部の努力に対してお礼を申し上げます。まだ完成してないので、台風直撃がないことを祈っています。

さて、将来、絶対来ると言われている南海トラフ巨大地震についての坂町津波ハザードマップが本年3月にできました。マップでは、高潮津波水位を3.6メートルと想定しています。また、9月20日予定の地震津波避難訓練では、水位5メートルを想定しての町民避難訓練を行います。

マップの地図では、ピンク色と紫色の海拔1メートル以下の地域が、唯一、横浜中央と横浜東にあり、地域住民は南海トラフの津波が新たな脅威と感じています。

そこで、横浜地区のまちづくりは低地帯を優良住宅地に改良する取り組みが必要と

感じますが、町当局はどのようにお考えかお伺いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜地区のまちづくり」の件についてお答えをいたします。

近年は異常気象がもたらす想定外の集中豪雨が全国各地で多数多発をし、大きな被害を受けております。

広島県におきましても、先月19日夜から20日未明にかけ、安佐南区、安佐北区を襲いました集中豪雨により、多くのとうとい命が奪われております。

改めまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

本町におきましては幸い影響はございませんでしたが、最近の集中豪雨などさまざまな現象は、いつどの地域で起こるか予想が立たない状況でございます。

このような中、町といたしましては、安全・安心なまちづくりの推進のため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策に取り組んでおります。

これまでハード面におきましては、急傾斜地の防災工事、向田ポンプ場の改築、藤之脇ポンプ場の新築、浜宮ポンプ場滞水池の整備、浜宮ポンプ場長寿命化工事などの浸水対策工事、西側地区、植田地区、小屋浦地区の堰堤工事、坂・横浜小学校、坂中学校の耐震化に伴う耐震改修工事、また、ソフト面におきましては、老朽化した防災無線のデジタル化への更新、全国瞬時警報システムの導入などなど、安全・安心度は確実に向上し、かつ、それに向けて努力をしているところでございます。

横浜地区におきましても、横浜海岸の離岸堤2基の完成に引き続き、本年度は1基が完成するとお聞きをいたしております。

さらに横浜ポンプ場は国の補助採択基準である降雨強度の7年確率を採用し、時間雨量約50ミリの雨量に耐えられるようポンプを設置し、低地帯の雨水対策を行っておりますが、異常気象がもたらす想定外の集中豪雨に対応するため、本年度は新たに口径700ミリメートルのゲートポンプ1基の増設工事を発注をいたしております。

御質問の、低地帯を優良住宅地に改良する取り組みでございますが、本町では、先ほども述べましたとおり、安全・安心なまちづくりのため、さまざまな施策を実施をいたしております。

議員御承知のとおり、地域の皆様は新築時、あるいは増築、増改築時に盛り土によ

る地上げや基礎を上げるなど、個人の努力により浸水対策を行っておられます。

優良住宅地への改良の取り組みは、土地区画整理事業や土地再開発事業など手法はございますが、道路など公共用地提供による減少が生じるため、地元の皆様の理解を得る必要がございます。横浜地区の議員を中心に、横浜地区まちづくり協議会も立ち上がっていると聞きをいたしており、地元住民協とも慎重に協議を行いながら、自助、共助の精神のもと、行政、議会、地域住民が一体となって、横浜地区にふさわしいまちづくりを調査、研究してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 本当に執行部の安全に対する取り組みはすごい評価を私はさせてもらっています。

それで、こういう質問をさせてもらったのは、言いかえれば、台風の高潮対策で、先回、被害を受けた部分の対応の意味合いがすごくあって、それに対しては23年3月に地震防災マップですごく、言いかえりゃ、安全をどうしたらいいじゃろうかいうような形の部分でから取り組んでもらって、地上げの部分も、個人が新築時と改修時に上げるということは、それには対応ができるんじゃないかと思うんです。ただ、26年3月に発行された津波高潮をハザードマップを見ると、やっぱし私もちょっとびっくりして、低地帯の推移から言えば、海拔の60センチという部分であるし、さっき瀧野議員がいろいろ質問された中にも、低地帯をどうするかということもありました。ただ、色変えには感じる部分では、わざわざ私が示さんでもいいように、町長、こういうピンクが、本当に二部と横浜中央と東にあるわけです。簡単な話ではないとは自分も思っています。だから余計、今、個人で云々という回答がある部分は、あくまでも高潮対策で先回を踏まえて離岸堤を新設していただいたり、ポンプの増設をしてもらって、そこではすごい本当に努力を評価させてもらってから、よかったなと感じておるわけです。じゃあその後に南海トラフの発表があつて、じゃあ、ええ、これじゃつたらどうなんじゃろうかなと。ただ、本当に横浜だけの問題ではないんですけど、でも極端に横浜中央、東がそういう低地帯という部分はやっぱしほっとけないんじゃないかと自分は感じるわけです。だから以前、二、三か月前に、横浜の低地帯に住んでおられる町民の方から、巨大地震のことがこういう形からわかってきて、あんたは安全かといってから、どう思うかといってから聞かれたわけです。そのときに、やっぱし

私は安全とは言えんけど、何をせにゃいけんかいうたら、なかなか難しい話ですけど、持ち上げを長い目で見て、横浜の区画整理をやらんと、横浜は、以前の議員さんは、郵便局と元農協のところの道路を拡幅といういいアイデアの質問もされた議員さんもおられますけど、じゃあそこだけの問題も含めて、やっぱし横浜の問題は、一部から西から東までは狭隘な道路をいられない状況なんです。そう考えたら、やっぱし横浜の大きい意味の、オーバーに言えば、50年、100年のまちづくりを考えた場合には、やっぱりこれに乗り込んでいただき、町長のすごい努力をされててまちづくりを計画的にされている部分である部分を考えて場合には、県道の意味合いがすごく大きくて、これから坂地区も小屋浦地区も県道が整備されたときには、大きな発展と大きな夢があるような感じを持つとるわけです。じゃあ横浜地区は安全をやっぱしやってもらって、高潮対策には対応してもろてますが、町の地域の発展を考えた場合には、ここをちょっとよけて通れないんじゃないかと、自分は感じておるわけです。このことに関して、地上げも難しいのはわかっておるんですけど、町長が長いスパンで考えたときには、やっぱりこれをどうしてもよけて通れんような気がするんですけど、町長はどうお考えかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどの答弁で申し上げましたように、例えば土地区画整理事業、あるいは都市再開発事業など手法はあると思うんです。広島県内でも、例えば広島市の駅前の再開発もそういう形でやっておられます。そういうことが地域全体でまともなれば、また話は別です。例えば道路を出すのに減歩のこともあったりいろいろなことがあろうかと思えます。広島市の場合はマンションを建てられて、そこに入られてうまく再開発をしたとかいうような事例もあると思うんです。これは広島のみならず、全国津々浦々にそういう事例はあると思えます。そういう事例を見る限りでは、やはりそこまで皆さんの地域住民の方々の合意、コンセンサスがうまく反映されれば、今、議員がおっしゃることも、ひょっとしたら国、県のほうへ働きかけて実現をするかもわかりません。そういうことが現時点では考えられることじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 答弁にもありましたように議員を中心に横浜地区まちづくり協議会を立ち上げておられるとってから答弁にありましたけど、これを議員だけじ

やなくてから、地域の住民協会長さんと戸主会を含めた初歩的な任意の団体をもうつくったわけです。だからこれを本当、今、私、横浜地域のまちづくりの問題点として、私の勝手な意見ですから、地域の声でから、じゃあそんなこと無理じゃけん言うなとかいうこともあるかもわかりませんが、実際にはそういう、じゃあ坂地区のまちづくり協議会が町長の諮問機関だと思うんです。今、横浜の場合は任意の協議会なんで、ぜひ横浜をどうするかということも、町長の仕事の中に入れていただいて、大きな将来的なビジョンを、言いかえれば、町長の答弁にありますように、議会と住民と執行部というような形でできるためには、やっぱり協議会を諮問機関にぜひ上げていただいて、来年度からできるものならそうしていただいて、やっぱりそこで話を正式に自助とか共助とかいうような精神のもとに、将来的なまちづくりを考えてもらうような形でから、ぜひ諮問機関に上げていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いろいろな方々からの御意見を伺いながら、どうあるべきかということをやっぴり考えていかないと、私がひとり歩きをしてもどうしようもないわけでありまして、そこらは十分に吟味をしながら、どうあるべきかということをもたえていきたいというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） からこういう話をさせてもらっても、やっぴしなかなか時間がかかると思うんです。その間に災害が起きんことを願うだけなんですけど、ただ、やっぴしどうしても起きてからというのは、今回の八木地区の災害もいろいろな話が出ておる上でも、そうやって手をつけられなかったりいろいろな事情もあると思うんです。でも、できりゃ坂町の横浜地域のまちづくりを大きい意味で、できん部分から入らんとええことにならんと思うんで、ぜひまちづくり協議会を、町長、バックアップしていただいて、町民の声を吸い上げてもらって、やっぴし安全な地域にしていただきたいと思いますとすごく切に思うんですが、最後に町長の答弁も決意も聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど来、申し上げておりますけども、やはり抜本的に横浜地区の低地帯を安全なエリアにしていこうと思いましたら、町の財源では限られておるわけでありまして、やはり県、国の事業を活用して、交付金なり補助金を活用して進

めていかなければできんと思うんです、私は。そのためにはそれを活用できるような体制を地域全体で、もちろん行政も入らにゃいかんと思いますけど、先ほど申しましたように、合意、コンセンサスがとれるならば、我々もそれは一生懸命前に向かって、その実現のために汗をかいていかなければならんというふうな決意、思いは常に持って、これはもう横浜地区だけではなしに、坂町全体のやはり均衡ある発展を図るためには、それが本当により多くの住民のために役立つこと、貢献することだということになれば、当然我々は命がけでこの実現のために前に歩いていかにゃいかんというふうな決意は常々持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番中 雅洋議員から「県下トップクラスの健全な財政運営について」を質問願います。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） 「県下トップクラスの健全な財政運営について」の件で質問いたします。

我が坂町の財政力は、平成24年度、また平成25年度と健全化率は県内23市町の中でもほぼトップクラスに位置するほどの健全な財政運営がなされていると確信いたしております。これもひとえに町長筆頭に関係部局の鋭意努力の結果であり、敬意を表するものであります。

そうした中、10年後、20年後の坂町を考えたとき、外的環境もいろいろと変化してくるであろうと考えますが、より住みよいまちづくりに向け、健全な財政運営はもとより、現在ある基金の活用方法も模索していく必要があるのではないかと考えております。

そこで、以下3点について、町当局の考えをお伺いいたします。

1、現在の健全な財政運営に寄与した主な要因は何ですか。
2、10年後、20年後も健全な財政運営を続けるにはどうすべきかと考えますか。

3、40億円余りの基金の活用策は。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 先ほど、中議員の議席番号を12番と申しましたが、11番に訂正をさせていただきます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県下トップクラスの健全な財政運営について」の件につきましてお答えをいたします。

本町の財政運営につきましては、地方に対する財源保障の縮小、税収入の低迷、少子高齢社会の進展による社会保障費の増加など、地方の財政環境が厳しくなっている中、安定的な自主財源の確保と経常的経費の節減を行い、財政の健全化を維持し、効率的な財政運営に努めておるところでございます。

監査委員さんからの本町の健全化判断比率はいずれも良好な比率であるものとの審査意見書をいただいているところでもございます。

御質問一点目の、現在の健全な財政運営に寄与した主な要因は何かについてでございますが、本町ではこれまでに町立保育所の民営化、高金利地方債の繰り上げ償還、職員数の削減、給与水準の適正化、常備消防業務の広島市への委託、ごみ処理の広域化、各種団体補助金の見直し等、多くの行財政改革を推進し、経費節減に努めるとともに、国、県の補助、交付金を最大限に確保し、起債に頼らない財政運営を続けてきたことなど、さまざまな取り組みの積み重ねにより今日の財政運営に至っているものと考えております。

御質問二点目の、10年後、20年後も健全な財政運営を続けるためにはどうすべきと考えるかにつきましては、行政サービスは一時的なものではなく、持続したサービスを提供する必要があると、現在、財源があるからといって過度な行政サービスを行い財源を使用し続けると、財源は枯渇してしまいます。財政状況にかかわらず、現在の世代も将来の世代も行政サービスの平準化を行っていくため、引き続き、事業の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるように、収入に見合った予算編成とそれに見合う行政サービスの提供を行い、身の丈に合った財政運営に努めていくことが、10年後、20年後も健全な財政運営を続けるために必要なことであるとと考えております。

御質問三点目の、40億円余りの基金の活用策はにつきましては、今日の地方公共団体を取り巻く環境は少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収入の低迷が続き、歳出面では社会保障関係経費が増大していくことが予測されます。

また、第4次長期総合計画の実施計画に掲載をしております県道坂小屋浦線、町内幹線道路等の道路交通網の整備、海岸保全施設工事、急傾斜地崩壊対策工事等の防災

対策の充実、その他、下水道汚水管渠長寿命化事業、雨水排水対策事業、安芸クリーンセンター長寿命化事業等、本町の発展に必要不可欠な三位一体の防災対策を初めとする諸事業の経費も必要となり、今後、厳しい財政状況に向かうものと推測されます。

今年度につきましても、Sunstar Hall 建設事業のため、大規模事業基金3億1千万円余りを取り崩す計画もいたしておりますが、今後、大規模事業を予算化する年度において、財源に不足が生じた場合には基金の活用を考えております。

今後も長期的視野に立った計画をもとに、これまでと同様に収入に見合った予算を編成をいたし、あらゆる創意工夫を行いつつ、経費の節減、合理化と、施策の重点化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 今、答弁をいただきましたが、まず一点目の健全な財政運営に寄与した要因ということで、今の答弁では行財政改革の推進、それと起債に頼らない財政運営、こういった方針が徹底されとったというような答弁だったと思います。

二番目の10年、20年後、やっぱりこれを同じように続けていくしかないのかなと、そういった答弁は1、2に関しては十分理解できました。

あと、そこで三番目の40億円余りの基金の活用策はで、もうちょっと具体的に質問してみたいと思います。

この中に、一つちょっと気になるのは、地域福祉基金というのがあります、御存じのように。ちょっとこれ、10年以上動いてないような気がするんですけど、まず最初に、この基金はどういう形でこういう基金ができて、どういう状況で、どうしたときに使うことができるのか、その辺を含めて、地域福祉基金2億円余りあったと思うんですが、これをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えをいたします。

この地域福祉基金は高齢者保健福祉、いわゆる高齢者対策とか保健福祉対策とかのために使う目的基金でございまして、たしか十数年前に基金を造成、交付税で見られた額を積み立てをいたしております、その基金運用の利子を、そういう基金で生じた運用益を高齢者保健福祉対策のために利子分を使っておりましてけども、現在、低金利の状況が非常に続いてございまして、現在、基金につきましてもは2億円を常に持つ

ておる状況になっております。

将来的には、そういった高齢者保健福祉対策のために必要な部分ができましたら、そういった基金の活用も、また議会にお諮りをしながら検討していくことになろうと思います。

現在では、この福祉基金については、この基金を2億円程度そのまま保持しておるという現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） これ、ちょっと聞くとところによると、首長さんで判断すれば、基金を運用できるようなのをちらっと聞いたことがあったんですが、坂町としてはまだその運用益を高齢者向けの目的にするために、まだずっと持つとくというような方針ですか、この2億円に関しては。その運用益だけを当面はずっと活用していくと。町長の判断で例えば坂町独自の事業を計画するけん、ちょっとこれを解除いうんですか、そういうあれは全く考えてないというあれですかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、総務部長が申しましたことでありますけども、現状では、やはり金利が随分低金利になっておりまして、運用益も少ないわけでありまして、大変な部分もございまして、現状では、一応、何とか一般財源を活用しながら、いろいろ先ほど申しましたように、事務事業の見直しとか創意工夫を図りながら、何とか歳出も提供できておるといふふうに認識をしております、今、はいじゃあ何のためにどうしようとかいふようなことは現状では考えておりませんが、今後、高齢化がどんどん進むにつれまして、より多くの対象者の皆さんに、この2億円が還元できるようなことが考えられて、議会はもとより、多くの住民の皆さんに御理解がいただける、そういうふうな政策があれば、それは当然活用していくこともあろうかというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○11番（中 雅洋議員） 町の事業で、以前、町長のほうからある事業、特に福祉関係の事業、それを継続するとやめられないと。だからずっと一度手をつけると、あとやめるのが難しいんだというのを聞いたことがあります。確かにそのとおりだろうと思います。

あとそれに並行して思うのは、町の独自の事業、例えば、今、やっているのが、

きょうも一般質問でありましたが海外研修事業、それも独自の事業に近いかなど。それとか循環バスの運営事業、そういったものも坂町独自の事業に近いかなというようなもので、要は一度やり始めたら、ずっともう後に引けないという事業じゃなくて、期間限定、要は3年間ぐらいはこういった事業で力を入れる、例えば子育てとかあるじゃないですか。5年間はこの財源を使って、5年やったら切るんだというような事業もあってもいいのかなというような気はするんですが、そういったところにこういった2億円を、10年すりゃ2千万円ずつ使えるじゃないですか。そんなあれもちょっと検討されたらいかがかなと思うんですが、どんなですか。新しい、とにかく坂町独自の事業、例えば、この前、新聞で府中市あたりが第一子に10万円出します。二子、三子に100万円出しますとか、ちょっとはつきり覚えてないんですが、そんなあれもあったから、そんなんも限定的に、ここ10年ぐらいで子供さんをふやすための施策じゃと。要は有期限つきの事業を展開していくという活用の仕方もあるんかなと思うんですが、そういうあれはいかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、府中市の例が出ましたけども、全国でもそういう事例はあるのかなというふうに思っておりますが、ただ、いわゆる地域性が随分違うところもあるのかなと思います。例えば、私は昨年、長野県の下条村へ行きました。その前年度に坂町議会に掛とったですけども、先般もテレビでちょっとやっておりましたけども、子育てでいろいろ子育て家庭に支援をいろいろする制度があると、だから集まってくるといようなこともテレビでやっておりましたが、私もあの折、村長さんとお話をしまして、聞いたところによりますと、なかなかそうでもないですよと。いわゆる子供を育てるときには、そういう優遇があるから下条村へ住んでもらえるけども、一旦、その制度が受けられなくなったらみんな出て行って、親のもとへ帰って隣に家を建てたりとか、また同居したりとか、そういうのがほとんどで、外から見るといような状況じゃないということも聞いたわけでありまして、そういう事例も頭に入れながら、やはりいわゆる特化したサービスにも活用するというのもいいかもわかりませんが、そういうふうなことになったんじゃまた困りますし、先ほど議員さんの海外研修のこともございました。それも一つ同じような事例になるのかもわかりませんが、やはり坂町へ住んでおられる方は、これは私の町長としての一応政策なんですけども、極力長い年月の間、多くの方が同じようなサービスを受けら

れる、均衡ある発展ができる、それがやはり成熟した自治体にもなるんだらうと私は思っております。そういう観点から、御意見をいろいろ拝聴しながら、そういう多くの御意見がありましたら、またそのときにははっきりどうあるべきかということを検討させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 8番姫宮五鈴議員から「県営住宅駐車場」についてを質問願います。

姫宮議員。

○8番（姫宮五鈴議員） 「県営住宅駐車場」の件について質問いたします。

平成時代になって、広島港坂地区開発が進展しています。その重要な一部が坂沖の開拓であり、平成ヶ浜の造成でありました。その中で象徴的な出来事として、私たち町民の目を見張らせたのはJR坂駅の改築であり、JR呉線で最初にエレベーターが設置されたことであります。坂町の面積が拡大し、人口は増加に向かいました。そして平成ヶ浜に町営・県営住宅が次々に建設され、今日に至っています。

その中で問題として提起されてきたのが、県営住宅の住民のための駐車場の不足であります。町営住宅50世帯は駐車場があります。県営の場合は170世帯中124世帯にはありますが、46世帯にはありません。住民から何とかしてほしいという切実な要望が上がってきています。ただ、県営住宅は県の管轄のもとにあり、住宅周辺の空き地も県有地であるやに聞いています。県営住宅の住民が直接県に訴えたことがあります、事態は一向に進展しておりません。

そこで、県営住宅の住民は坂町民として、坂町に何らかの方法を模索して情勢を開いていただきたいと念願しておられます。

車社会と言われる今日、その困窮は大変なものだらうと思われれます。御検討をよろしく願いいたします。

以上、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県営住宅駐車場」の件についてお答えをいたします。

県営・町営平成ヶ浜住宅は、広島県が実施する県営住宅事業に合わせ、町外へ転出をしている子育て世代のUターンを促進をし、若い世代による地域の活性化を図ることを目的に、広島県及び坂町が整備した住宅で、平成18年4月に第1期の県営住宅60戸、調整住宅20戸及び保育施設の入居が、また平成20年4月には第2期の県

営住宅60戸、町営住宅20戸の入居が、さらに平成23年4月には第3期の県営住宅50戸、町営住宅10戸の入居が開始をされております。

第1期から第3期の全220戸のうち県営住宅部分が170戸、町営住宅部分が50戸でございます。県営・町営住宅駐車場につきましては、現在、敷地内に県営住宅駐車場が124台、町営住宅駐車場が36台、敷地外に町営住宅駐車場が14台で、町営住宅駐車場の合計は50台でございます。

御質問の県有空き地活用も含めた県営住宅不足駐車場の対策はでございますが、現在、県営・町営住宅隣接地は空き地となっておりますが、この県有地は財産を所管をいたしております広島県の財産分類は、行政財産から普通財産に分類がえされ、売却用地としてのぼり看板が設置をされておまして、今年度中に一般競争入札を行う予定となっております、県営住宅駐車場としての活用はできないというふうにお聞きをいたしております。

この駐車場の件につきまして広島県に問い合わせたところ、住宅建設の際、敷地の問題等から全ての入居者のための駐車場を確保しておらず、入居者募集の際も、駐車場区画には限りがあり、駐車場を利用できない場合があることを条件としていることから、入居者は駐車場に関して了解の上、応募されているとのことでした。しかしながら、駐車場を確保できていない入居者がおられることから、町といたしましても広島県に対し現状をお伝えをしていきたいというふうと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○8番（姫宮五鈴議員） 今の広島県に対して現状をお伝えしていきたいと考えておりますということです、一日も早く駐車場ができるようにずっとお願いいたします。状況を県に申し込んでいただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 答弁要りますか。

○8番（姫宮五鈴議員） はい、別に。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないんですか。

○8番（姫宮五鈴議員） できたらいただいて。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

広島県に対し、そういった現状をお伝えしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番 柚木 喬議員から「空き家対策」の行政の使命について質問願います。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「空き家対策」の行政の使命の件で御質問します。

空き家対策について地方自治体ができるべきことについて伺いたい。

過去の答弁は、個人の財産だから個人で適正に管理すべきだ。また、国、県に法的整備要望をしないと対応できないの回答でございました。とても行政として動いていないような感じを持っておるわけでございます。

ところで、先行自治体で実施されていることについて本町はどう考えているかを伺います。

まず入り口としまして、基本的な空き家調査について、本町では新市街地、平成ヶ浜、浜宮地区、マンション等が建っている地区でございますけれども、それを除く旧市街地における空き家調査を各地区担当の行政連絡員の皆様に依頼して実施する必要があるのではないか。その予算組みをし、対策の軸とすべきじゃないか。

二点目に、空き家適正管理策として空き家管理条例の制定がことし4月時点で355の自治体が施行済みである。これは国土交通省の調べでございますが、この条例を本町でも早々に制定すべきだと思うがどうか。

三点目に、固定資産税については、住宅が建っていれば税が6分の1に軽減され、撤去すれば税金が正常にかかることになるため、老朽化した住宅が置き去りにされているが、地方自治体でも対策としてできることがございます。新潟県見附市では、更地にしてもすぐには税額を上げず、撤去に対し2年間の猶予を与え、実質的に住民補助をし、協力してもらえる時間を与えている。こういうことも前向きに考えてみればいかがでしょうか。

四点目に、空き家有効活用策については、空き家バンク制度が県内16市町で設置されております。この制度の導入は、上記と切り離し独自に定住促進策として必要ではないか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家対策」の行政の使命の件についてお答えをいたします。

本町はこれまでに県道坂小屋浦線の整備、まちづくり交付金事業による道路整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、昨年度は、きらり・さかなぎさ公園の整備、本年度は今年11日に開館をいたしますSunstar Hallの整備や、横浜ポンプ場にゲートポンプの増設を行うことといたしており、さらなる良好な住環境の整備に取り組んでおります。こうした住環境の整備をしていくことが今後の若い世代の定住化が促進され、ひいては空き家対策につながるものと考えております。

御質問一点目の、空き家調査を各地区担当の行政連絡員の皆様に依頼して実施する必要があるのではないか、その予算組みをし対策の軸とすべきではないかについてでございますが、空き家といえども個人の財産であり、空き家の敷地へ立ち入りし調査することについて法的な問題もあることから、行政連絡員の皆様に空き家調査を依頼することは考えておりません。

御質問二点目の、空き家管理条例の制定についてでございますが、平成26年7月1日現在で、県内では三次市、呉市、大崎上島町が条例制定をいたしており、中国地方では松江市、防府市、萩市、宇部市など32市町が空き家条例を制定をいたしております。

条例を制定している各市町には、景観維持地区、あるいは歴史的風致地区、城下町や宿場町など古い町並みが残る市町など、それぞれの地域特性があり、坂町の現状、地域特性とは異なっていること、あくまでも住宅は個人の財産であり、個人の責任で管理するものであること、また、空き家条例の制定はいろいろな法的制約があるため、実効性に疑問があることなどから、現時点では慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

御質問三点目の、空き家の固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例措置についてでございますが、老朽化をしていても建物が建っていれば特例措置を受けられる反面、建物を撤去して更地にすれば特例措置が打ち切りとなることが老朽化した空き家の撤去が進まない原因の一つとも言われております。

これまで本町では、空き家対策に係る法整備について機会あるごとに国、県へ働きかけを行ってまいりましたが、現在、国において税制面を含めた検討がなされており

ます。この空き家等の対策が法制化されますと、空き家問題を取り巻く環境は大きく変化し、市町村が効果的な取り組みを行うことが可能となるため、議員御指摘の実質的な補助等を行う予定はなく、今後も国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

御質問四点目の、空き家バンク制度が定住促進策として必要ではないかについてでございますが、空き家バンク制度は空き家の売買、または賃貸を希望する所有者からの申し込みを受けた情報を、町内での定住を目的として空き家の利用を希望するものに対し、広報誌やホームページ等で情報提供する制度でございます。

この制度はおおむね中山間地域等、不動産取引や不動産業者が少ない地域において地元自治体が空き家の情報提供を行い、定住人口をふやすとともに、地域の活性化を図ることを目的として実施されています。

当町においては地域的な背景もあり、空き家の所有者が売買や賃貸を希望する場合には、町内や近郊の不動産業者に相談すべきではないかというふうに考えております。

なお、当町のホームページでも、広島県住宅建物取引業協会の空き家バンクの坂町物件を紹介するページにリンクをいたしておりますので、御利用していただければというふうに思います。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） この表題ではいわゆる行政の使命とさせてもらいまして、空き家対策は行政としてやるのかどうか、そのためには空き家の調査をやらなきゃいけないじゃろうということで一点目に質問をさせてもらったわけですけども、これは3年前から定例会でいろいろとやらせてもらっています。

それで一点目の、空き家調査の必要性とか、やるかやらんのかいうことをちょっと一点目では聞きたいと思うんです。確かに行政連絡員の皆様に云々いうのは言われるとおりにかもしれません。ただ、行政として空き家の調査はどのようなことでやろうと思われるのかということ、基本的にちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えをいたします。

町長の答弁にもございましたように、法的な整備がまずは一番だろうと思うわけでございます。国において、現在、検討されております空き家対策の特別法案において

も、立入調査についてのことも法案の中には、今、検討をされているようでございます。現在、その調査についてなんですが、坂町には個人の敷地でございますので、その所有者の方に同意をなく立入調査をする権限もございませんし、ましてや第三者である行政連絡員の皆様にそれをお願いをする権限もございません。あくまでもそうした法整備がなされた上で、調査もどういった目的で調査をするのかというその調査目的もはっきりした上で、調査をする必要があるならば、そういった調査をしていくことになろうと思いますが、現在のところではそうした状況になっておりませんので、お答えしたとおりでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 私は基本的には行政が何らかの方法で空き家調査をやるんだということを思ってるんです。一応、空き家調査も四つぐらいここにあるんです。例えば別荘にしているとか、売りに出しているとか、貸しているとか、その他の分野がいろいろとあって、大体概略はやっぱり行政としてつかんでいかなければいけないと私は思って、このことを継続して質問はさせてもらっているんです。それも必要ないとおっしゃるということでええんかね。法的整備がないけん、空き家調査をしないということの答弁でいいんですか、今の結論。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

空き家をめぐる問題が全国的な問題になっておりまして、新聞のほうにも、空き家であることによって、危険空き家によって、例えばいわゆる人に危険を及ぼすようなことにもなっているという状況は当町も当然承知をしているわけでございますが、現在のところ、調査をしようとしても、その調査に係る町に権限がないものですから、今後は法整備がなされた上では、例えば空き家の所有者の方に、最終的には空き家の除去をしていただくようなことになるかもしれませんが、そのためには除去をする勧告等をする建物かどうかというのも、当然将来的には調査をしなければいけないことになるんだらうと思いますが、その空き家をめぐる諸問題については、当町にも非常に多うございますので認識はしておりますし、その必要性は当然認識はしておるんですけども、現在のところ、そうした調査をするための町に権限がございませんので、現在ではそういった調査ができないということでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） もう一つちょっとわからんのですが、いずれにしても個人の財産を適正に管理してないから、この空き家管理条例とかとってあるんで、言い方は悪いんですが、そういうほっぽった大きいごみがあるみたいな感じのものなんで、それはやっぱり町として幾らか関与をしていかなきゃいけないのじゃないかと思うし、現に今の355の自治体が施行済みであって、個人のことでここにひっかかるというようなことは、私は細かく調べてないですけど、ないとは思うんだけど、空き家管理条例も、今のこの答弁の中ではまだやるつもりはない、今後、検討するというふうな答弁ですか、これ。法的制約があるなんていうことをちょっと書かれていますね、空き家条例をやるために。この法的制約というのはどのような、それで実効性に疑問がある、法的制約というのは、いわゆる調査することに法的制約があるというんですが、どういうふうなことなんですか、ちょっと。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

空き家といえども個人の財産でございますので、個人が基本的には管理をいただくのが大原則の中で、例えばその空き家が非常に危険だからといって、その空き家を除去する、公的な経費で例えば坂町が除去をすることについては、町の税金でもってそれをしなければならないわけになるわけです。その税金を使用することについての法的な整理がなされておりませんし、最終的には除去の問題であるとか、勧告の問題、先ほど申し上げた立入調査の問題、さまざまな問題があるんですが、あくまでも個人の財産でございますので、その個人の財産を町が法的な立場がどうしなさい、こうしなさいというところでのいろんな法的な整理がなされていないために、現在、国においてそういった空き家対策をめぐる諸問題について、法整備について検討がなされております。ですからそうした法整備がなされた上で、その法を土台をいたしまして、町のほうがさらに条例が必要な場合というふうなことを、議会の皆様、あるいは住民の皆様と一緒に考えて必要ならば、またその段階で条例をつくっていくことになるんだろうと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今回の固定資産税の件については、私らもいろいろと調べた結果で一応質問させてもらってるんですが、あれはあれでまた法的な整備の後でついてくることだと思うんで、ただ、このことは質問じゃないんですが、そのためにやっぱ

り町として空き家調査をしとかんといけんような感じがあると思うんです。そういうことをございます。

一応、空き家バンクのことについてちょっと最後に質問しますけども、空き家バンクは、これ、子育て支援住宅に住んでる方が、出られる方にちょっと偶然会ったんですけど、いや実は坂町は好きなんだと。引き続き住みたいんだと。子育て支援住宅から出て住みたいが、物件がないんじゃないんです。今回、何か中古マンションがあったからよかったけど、なかなか前向きにそのように空き家を紹介してあげたり、それは答弁では不動産屋がどうのこうのいうんですけども、ちょっとそれが子育て支援住宅を出られる方が、何とか空き家を、例えば坂町に住みたいというようなことで空き家を紹介してあげたら、引き続き住んでもらう、これはありがたいことじゃないかと、行政的に、そういうふうと思うんです。だからそれと空き家バンクは関係ないよというかどうか知らんけど、そういうようなものを相談的に受ければ、不動産屋に回せばいいわけですから、そういうような感じと思ったんですが、どんなですか、その辺の部分。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

当町のホームページで広島県宅地建物取引業協会の空き家バンク、坂町の物件を紹介するページがリンクしてありますけども、そのホームページを見ますと、空き家バンク、坂町物件を紹介した賃貸物件では坂東3丁目に2件、小屋浦2丁目に1件、またアパートとしましては横浜中央と坂東2丁目、また売買物件といたしましては、横浜東に1件、また北新地のマンション等も紹介してございます。

議員さん言われますように、空き家の問題につきましては全国的な問題になっており、使える空き家と使えない空き家というのは当然分けて考えなくちゃいけないと思っております。ただ、使える空き家、中古物件をいかに流通に回すかということなんですけども、空き家はもちろん個人の所有なんですけども、その中には家主さんが貸したいと思われるかどうかということがポイントじゃないかと思えます。ただ、空き家があっても、貸すつもりはない。当然、中にはたんすとか大きな家具とか仏壇とか、盆、正月には親戚が帰ってこられて使っているよと。そういうところは家主さんは貸し出しを希望してないわけでございまして、そういった、もし地域の中にお声が、例えばもう使わないから家財道具も全部整理したと、空き家物件があるというのは紹介

していただければ、また町内の不動産業者とか、そういったところに町としてもお声かけができるというふうで、あくまでも個人の所有者、中でも一番の問題は、やっぱり先ほど申しましたように、家具とか仏壇とかいろいろあって、そういったものを処理しなければ、物としては貸せないわけなんで、その辺が全国的な問題になっているんじゃないかとは思いますが。

先ほども言いましたように、そういったものを貸すことが可能なんであれば、そういった不動産業者に、ぜひとも中古物件として流通できるようになればいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時15分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時05分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第54号「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第55号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第56号「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第57号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第58号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の件の5議案を一括議案とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

日程第2 議案第54号から、日程第6 議案第58号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第54号「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」一括して御説明を申し上げます。

平成25年度の一般会計決算は地方交付税収入が減少したものの、経費の削減に努めたことなどから実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の147ページをお開きください。

歳入総額61億3,687万6,350円、歳出総額57億9,382万5,829円、歳入歳出差引額3億4,305万521円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億812万5千円を控除した実質収支額は1億3,492万5,521円になりました。前年度に比べ歳入決算額は7億4,348万6,234円、率にして13.8%の増となり、歳出決算額は5億9,046万6,208円、率にして11.3%の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明を申し上げます。

15ページの町税は22億5,793万2,793円で、前年度に比べ368万469円、率にして0.2%の減となりました。また、徴収率は96.4%となっております。

19ページの地方交付税は8億2,977万2千円で、前年度に比べ1,736万9千円、率にして2.1%の減となりました。

25ページからの国庫支出金は、児童手当負担金、地域の元気臨時交付金、都市再生整備計画事業などの実績により8億9,890万7,678円となりました。

37ページの繰入金は、大規模事業基金繰入金などにより4億1,467万7,065円となりました。

43ページの町債は、臨時財政対策債、保健体育施設整備事業債など4億8,897万9千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明を申し上げます。

総務費では、53ページの財産管理費が基金への積み立て等により4億8,255

万624円となっております。

民生費では、69ページの老人福祉費が広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等により3億9,797万6,921円、77ページの保育所費が、なぎさ若竹保育園運営費、横浜若竹保育園運営費などにより3億9,367万1,306円となっております。

土木費では、101ページの道路新設改良費が、都市再生整備計画事業、ウォーキングトレイル事業等により繰越明許分を含め2億5,022万6,371円、105ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により2億2,735万5千円となっております。

教育費では、117ページの小学校費、123ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ1億1,995万2,325円となっており、137ページの体育施設費では、町民交流センター整備事業により繰越明許分も含め6億3,415万5,395円となっております。

143ページの公債費は4億5,642万7,013円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

181ページをお開きください。

歳入総額17億5,130万7,190円、歳出総額17億2,175万9,743円、実質収支額2,954万7,447円となっております。前年度に比べ、歳入決算額は8,976万9,464円、率にして5.4%の増となり、歳出決算額は8,085万7,123円、率にして4.9%の増となっております。

歳入では、159ページの国民健康保険税が2億9,706万8,220円で、前年度に比べ1.6%の減となっております。

歳出では、169ページの保険給付費が12億6,608万500円で、前年度に比べ5.6%の増となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

201ページをお開きください。

歳入総額7億6,199万6,430円、歳出総額7億5,607万5,089円、実質収支額592万1,341円となっております。前年度に比べ歳入決算額は3,889万7,700円、率にして5.4%の増となり、歳出決算額は4,819万8,024円、率にして6.8%の増となっております。

歳入では、189ページの公共下水道使用料が2億7,333万5,262円で、前年度に比べ2.2%の減となっております。

歳出では、197ページの事業費が1億3,949万98円で、前年度に比べ47.3%の増となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

225ページをお開きください。

歳入総額11億1,432万9,273円、歳出総額11億307万4,204円、実質収支額1,125万5,069円となっております。前年度に比べ歳入決算額は1,070万3,509円、率にして1.0%の増となり、歳出決算額は472万9,602円、率にして0.4%の増となっております。

歳入では、209ページの保険料が2億2,801万7,348円で、前年度に比べ3.3%の増となっております。

歳出では、217ページの保険給付費が10億6,032万8,646円で、前年度に比べ0.4%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

239ページをお開きください。

歳入総額1億5,037万1,110円、歳出総額1億4,968万5,167円、実質収支額68万5,943円となっております。前年度に比べ歳入決算額は61万5,994円、率にして0.4%の減となり、歳出決算額は2万1,654円の減となっております。

歳入では、233ページの後期高齢者医療保険料が1億2,158万3,427円で、前年度に比べ1%の減となっております。

歳出では、237ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,867万8,563円で、前年度に比べ微増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重をし、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から財源の年度間調整に留意をしつつ、多様な行政需要に対応してまいりたい所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成25年度坂町決算審査意見書が監査委員から提

出されておりますので、報告を受けます。

監査委員、中議員。

○11番（中 雅洋議員） 平成25年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係証書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出いたします。

審査は、坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

審査した期間は、平成26年7月1日から7月29日まで、審査実施日数10日間、審査の着眼点として計数の確認、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについての確認を行いました。

2、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況、審査に際しては、会計管理者及び各課の課長など関係職員の出席を求め、事業が予算計上目的に沿って合理的、効果的かつ経済的に執行されているかについて審査を行いました。

結論といたしまして、一般会計及び各特別会計の歳入歳出について、決算書、関係証書類等の提出を受け、必要に応じ説明を求めました。

調査の結果、財政収支は一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、それぞれの説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号から議案第58号までの決算認定につきましては、議長の私と監査委員である中議員、本定例会を欠席しております中下議員を除く9人の委員で構成する平成25年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、本件については9人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成25年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、1番中川議員、2番主枝議員、3番奥村議員、4番柚木議員、5番瀧野議員、7番出下議員、8番姫宮議員、9番折出議員、10番大田議員、以上9名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、平成25年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それではただいまから、平成25年度決算審査特別委員会において正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時34分）

（再開 午後 2時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 互選の結果が議長に通知されましたので、報告いたします。

委員長に出下議員、副委員長に瀧野議員がそれぞれ選任されております。

それでは特別委員会の設置が整いました。

審査日程は9月8日、10日の2日間に決定いたしました。

平成25年度坂町一般会計及び各特別会計の決算の認定5件を決算審査特別委員会に付託いたします。

なお、委員の皆さんは9月8日と10日の2日間、審査に入っていただきたいと思っております。

お諮りいたします。

平成25年度決算審査特別委員会の審査の間、本議会を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

したがって、9月3日から9月10日までの8日間、休会とすることに決定しました。

なお、再開は9月11日午後4時の予定といたします。

これで本日の会議を休会といたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(大島英司君) 一同、御礼。

(休会 午後2時40分)